

安全運転管理者業務の拡充

～酒気帯びの有無の確認及び記録の保存、アルコール検知器の使用等～

令和3年6月28日、千葉県八街市で発生した小学生5名が死傷した交通事故では、運転者が業務中に飲酒運転していたことから、同年8月4日、交通安全対策に関する関係閣僚会議が開かれ、事業所の使用者に対する対策を強化することとなりました。

これを受け、令和3年11月10日、安全運転管理者業務の拡充に関する道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について運転者の状態を目視等で確認すること、アルコール検知器を用いて確認を行うこと、その確認の内容を記録し当該記録を1年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することが新たに規定されました。

改正

道路交通法施行規則の一部改正

令和4年4月1日～酒気帯びの有無を目視確認
令和4年10月1日～アルコール検知器の使用

安全運転管理者の業務として次の業務を新たに定めることとした。（府令第9条の10関係）

○ 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）

- ・ 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること（第6号）。
- ・ 第6号の規定による確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること（第7号）。

○ アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）

- ・ 酒気帯びの有無の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと（第6号）。
- ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること（第7号）。

道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会の告示



国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとするものとした。

留意事項

- 酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足りる。
- 酒気帯びの「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。
※確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合には、運転者にアルコール検知器を携行させるなどした上で、カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子及びアルコール検知器による測定結果を確認する方法等も含まれます。
- アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問いません。
- 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者を補助する者に、確認を行わせることは差し支えありません。

